

2023年10月13日

各位

会 社 名 黒谷株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒谷 暁
(コード番号 : 3168)
問合せ先 総務部 温井 康雄
(TEL. 0766-84-0001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月22日開催予定の当社第38回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2023年10月13日付「監査役会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の機動的・効率的な運営体制を確保すると共に、取締役会に対する牽制機能を強化するため、2023年11月22日開催予定の当社第38回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な、監査役および監査役会に関する規定の新設ならびに監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営に柔軟性を確保するため、現行定款第14条（招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社の取締役がより長期的視点に立った経営を行える体制を構築するため、現行定款第21条（任期）の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年11月22日（予定）

定款変更の効力発生日 2023年11月22日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前</p>

現行定款	変更案
<p>までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役<u>の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第<u>30</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>29</u>条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	<u>(報酬等)</u> <u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 39 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>	(削除) (削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計算</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p>